

## 別紙4 放流水の水質について周辺地域の生活環境保全のために達成することとした数値

- |                             |       |   |
|-----------------------------|-------|---|
| 1. 基準設定に係る基本的事項             | …………… | 1 |
| 2. 放流水の放流に係る各法令に基づく排水基準の比較表 | …………… | 2 |

## 1. 基準設定に係る基本的事項

本施設において達成すべき放流水の水質基準の設定にあたっては、搬出から放流までのプロセスを踏まえた検討が必要であり、①施設からの搬出（廃掃法に基づく放流水基準）、②下水処理場での受入（下水の排除の制限に係る水質基準）、③下水処理場からの放流（水濁法、及び下水道法「技術上の基準」）をそれぞれ満たすものでなければならない。

このうち、②については、①③（厳しい）>②（緩い）であり、①、③を満たすことを前提として以下の数値を設定した。

また、全窒素量(T-N)については、環境大臣が定める湖沼、海域等に適用されるものであり、名護湾において規制ないが、本施設において急速ろ過・キレートろ過工程を採用していることを踏まえ、達成しうる数値を採用した。

表. 放流水質計画値

項目	計画値
pH	5.8~8.6
BOD	15mg/L
COD	20mg/L
SS	10mg/L
T-N	10mg/L
大腸菌群数	3,000 個/mL 以下
色度	30 度以下
重金属類	基準値以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

## 【適用される基準】

## (1) 廃棄物処理法関係

- ①一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- ②ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令

## (2) 水質汚濁防止法関係

- ①排水基準を定める省令（一律排水基準）
- ②水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（名護湾に係る上乘せ排水基準）

## (3) 下水道法関係

放流水の水質の技術上の基準（下水道法第8条、施行令第6条、施行規則第4条の2）

次頁に、各基準との比較表を示す。参考に周縁地下水モニタリング基準も併記する。

2. 放流水の放流に係る各法令に基づく排水基準の比較表（名護湾）

	項目	周縁地下水	放流水基準	一律排水基準	上乗せ排水基準	下水処理場放流基準
①	電気伝導度	－基準無し－	－	－	－	－
②	塩化物イオン濃度		－	－	－	－
③	水素イオン濃度指数（pH）	－測定不要－	海域 5.0～9.0 以外 5.8～8.6	海域 5.0～9.0 以外 5.8～8.6	－	5.8 以上～ 8.6 以下
④	生物学的酸素要求（BOD）		60mg/L	120mg/L	20mg/L～ 30mg/L（※）	15mg/L
⑤	化学的酸素要求量（COD）		90mg/L	120mg/L	20mg/L～ 30mg/L（※）	－
⑥	浮遊物質（SS）		60mg/L	150mg/L	70mg/L～ 90mg/L（※）	40mg/L
1	アルキル水銀化合物	検出されない	検出されない	検出されない	－	－
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L	0.005mg/L	0.005mg/L	－	－
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L	－	－
4	鉛及びその化合物	0.01mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	－	－
5	有機リン化合物	－測定不要－	1.0mg/L	1.0mg/L	－	－
6	六価クロム化合物	0.05mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L	－	－
7	砒素及びその化合物	0.01mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	－	－
8	シアン化合物	検出されない	1.0mg/L	1.0mg/L	－	－
9	ポリ塩化ビフェニル	検出されない	0.003mg/L	0.003mg/L	－	－
10	トリクロロエチレン	0.01mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	－	－
11	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	－	－
12	ジクロロメタン	0.02mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L	－	－
13	四塩化炭素	0.002mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	－	－
14	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L	－	－
15	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	1.0mg/L	0.2mg/L	－	－
16	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	－	－	－	－
17	ス-1,1,2-ジクロロエチレン	－測定不要－	0.4mg/L	0.4mg/L	－	－
18	1,1,1-トリクロロエタン	1.0mg/L	3.0mg/L	3.0mg/L	－	－
19	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	－	－
20	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L	－	－
21	チウラム	0.006mg/L	0.06mg/L	0.06mg/L	－	－
22	シマジン	0.003mg/L	0.03mg/L	0.03mg/L	－	－
23	チオベンカルブ	0.02mg/L	0.2mg/L	0.2mg/L	－	－
24	ベンゼン	0.01mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	－	－
25	セレン及びその化合物	0.01mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L	－	－
26	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	0.5mg/L	－	－	－
27	ほう素及びその化合物	－測定不要－	230mg/L	10mg/L	－	－
28	ふっ素及びその化合物		15mg/L	8mg/L	－	－
29	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		200mg/L	100mg/L	－	－
30	クロロエチレン	0.05mg/L	－	－	－	－
31	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L	－	－	－
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油）	－測定不要－	5mg/L	5mg/L	－	－
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油）		30mg/L	30mg/L	－	－
40	フェノール類含有量		5mg/L	5mg/L	－	－
41	銅含有量		3mg/L	3mg/L	－	－
42	亜鉛含有量		2mg/L	2mg/L	－	－
43	溶解性鉄含有量		10mg/L	10mg/L	－	－
44	溶解性マンガン含有量		10mg/L	10mg/L	－	－
45	クロム含有量		2mg/L	2mg/L	－	－
46	大腸菌群数		3,000 個/cm3	3,000 個/cm3	－	3,000 個/cm3

※窒素、磷については、環境大臣が定める湖沼、海域等についてのみ適用されるため省略した。

※上乗せ排水基準に係る「○～○」については、「日平均値～最大値」を示す。